

神戸市退職者人材センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び神戸市職員の退職管理に関する条例（平成28年神戸市条例第49号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、職員及び本市職員であった者で60歳に到達した者（以下「離職者等」という。）の再就職に係る透明性及び公正性をより高めるとともに、離職者等の再就職支援を行うために設置する「神戸市退職者人材センター」（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定め、退職管理の適正を確保する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 臨時的任用職員、任期付職員、非常勤嘱託職員等を除く一般職の職員をいう。
- (2) 営利企業等 民間企業その他の団体をいう。本市外郭団体等を含む。
- (3) 営業活動等 再就職先の営利企業の営業を目的として職員に働きかけを行う行為及び営利企業に対して市が行う許認可その他の行政処分に関し職員に働きかけを行う行為をいう。
- (4) 利害関係企業等 職員が求職活動を行う時点で職務として携わる以下の事務の相手方となる営利企業等をいう。
 - ①許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請している、あるいは申請をしようとしている営利企業等
 - ②補助金等の交付を受けて事業を行っている営利企業等、又は補助金等の申請している、あるいは申請をしようとしている営利企業等
 - ③検査等（立ち入り検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
 - ④不利益処分をしようとする場合に、名宛人となるべき営利企業等
 - ⑤行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
 - ⑥契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している、又は契約の申込みをしている、あるいは申込みをしようとしている営利企業等
 - ⑦犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等

(業務内容)

第3条 センターは、離職者等の再就職支援を行うため以下の業務を行う。

- (1) 離職者等の再就職希望の「人材情報」と、離職者等の活用を希望する営利企業等の「求人情報」を一元管理し、情報提供、マッチング等の再就職支援を行う。
- (2) 離職者等の再就職に関して調査研究を行うとともに、働きかけの規制、在職中の求職活動の規制、再就職のあっせんの規制等、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講じる。
- (3) 離職者等から、条例第3条に基づき再就職情報の届出があった場合、当該届出を受理し、

再就職の状況について公表を行う。

(組織)

第4条 センターは、センター長、副センター長、事務局をもって構成する。事務局は事務局長、構成員をもって構成する。

- (1) センター長 センター長は、副市長事務分担規則（平成25年規則第28号）第2条に規定する行財政局に係る事務を担当する副市長をもって充てる。
- (2) 副センター長 副センター長は、行財政局長をもって充てる。
- (3) 事務局 行財政局人事課に事務局を置く。
- (4) 事務局長 事務局長は行財政局人事課長をもって充てる。
- (5) 構成員 構成員に各局室区人事担当部長及び人事担当課を置く。

(人材情報の登録)

第5条 センターへの登録対象者は、神戸市の離職者等で、営利企業等への再就職を希望する者とする。また、任命権者の要請等により退職し、国家公務員又は地方公務員になる職員、退職手当通算法人に再就職する退職手当通算予定職員及び派遣法第10条第2項に基づいて退職する職員を除く。

2 センターへの人材情報の登録方法は以下のとおりとする。

- (1) 人材情報の登録を希望する職員は、所属長を通じ、再就職希望申告書（様式1）（以下「希望申告書」という。）を事務局に提出する。
- (2) 既に神戸市を離職した者は、離職時に在職していた所属の長又は総務担当課長等を通じ、事務局に提出する。

3 センターへの人材情報の登録期間は、希望申告書が提出された翌日から1年間とし、再就職が内定した場合には随時抹消する。

(求人情報の登録)

第6条 離職者等を採用する意向のある営利企業等（以下「求人団体」という。）は、「求人情報登録申込書（様式第2号）」を直接又は関係課を通じて事務局あてに随時提出し、求人情報を登録する。

2 センターへの求人情報の登録期間は、求人票が提出された翌日から1年間とし、再就職が内定した場合は随時抹消する。

(求人団体への情報提供)

第7条 センターは、求人団体から求人情報が登録されたときは、センターに登録されている離職者等（以下「人材情報登録者」という。）の中から、職員の意向と求人内容を照合し、適任と認める人材情報登録者の情報を求人団体に提供する。

2 求人団体が提供された人材情報により面接などを希望する場合は、直接又は事務局を通じて人材情報登録者と日程を調整して面接等を実施するものとする。

3 第1項及び第2項により再就職が内定したときは、速やかに、直接又は各所属長を通じて事務局に報告するものとする。

(離職者等に対する行為規制)

第8条 課長級以上の職員が、利害関係企業等に対して、当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、自己に関する情報を提供すること、再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること、又は再就職することを要求又は約束することを禁止する。ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合
- (2) 派遣法第10条第2項により派遣が予定されている利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等の地位に就くことに関して職員が行う場合
- (3) センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合
- (4) 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として以下に定める場合において、所属長を通じ、求職承認申請書(様式3)をセンターに提出し、任命権者の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
 - (ア) 欠格事由に該当することとなり、許認可等が取消される場合等、職員の裁量の余地が少ない場合
 - (イ) 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて再就職しようとする場合
 - (ウ) 家業を継ぐ場合
 - (エ) 一般に募集され、公正かつ適正な手続きで選考される公募に応募する場合

2 職員が営利企業等に対し、離職者等を当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、離職者等に関する情報を提供すること、再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること、又は再就職させるよう要求又は依頼することを禁止する。ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合
- (2) 派遣法第10条第2項により職員を営利企業等に派遣することを目的として行う場合
- (3) センターの事務局職員が、その職務として行う場合

(自粛要請等)

第9条 離職時に課長級以上の経験がある職員は、離職後2年間、大手建設会社への再就職を自粛する。

- 2 営利企業への再就職者は、本市の執行機関の組織等の職員に対し、離職後2年間、市への営業活動等を自粛する。
- 3 離職者等の再就職先の営利企業等に対し、規制及び自粛要請を行っている行為について周知するとともに、規制行為等が行われないよう、要請する。

(再就職情報の届出)

第10条 退職時に課長級以上であった職員は、条例第3条に基づき、センター利用の有無に関わらず、速やかに離職後状況届出書(様式第4号)を本市離職後2年間、再就職の都度、退職時の任

命権者を通じセンターに届け出るものとする。ただし、次に掲げる場合は、届出を要しない。

- (1) 任命権者の要請等により退職し、国家公務員若しくは地方公務員になった場合（再任用、嘱託等を含む。）
- (2) 所得税非課税の報酬額（103万円以下）で営利企業以外の法人等に再就職した場合
- (3) 日雇いの場合

（再就職状況の公表）

第11条 前条の届出による退職者の再就職状況については、氏名、退職時補職、退職日、再就職先の名称、再就職先の役職を公表するものとする

2 前項の規定による公表は、前年度6月末までの過去1年間における再就職の状況を毎年1回公表するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほかセンターの運営に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

年 月 日記入

再就職希望申告書

神戸市退職者人材センター長 様

次のとおり再就職に関する希望を申告します。なお、経歴や意向等の情報について各任命権者から提供をうけることに同意します。

○記入について…*印の欄は、該当するものに○印をつけてください。また、太枠部分は記入必須とし、太枠以外の部分は、今年度管理職自己申告又は職員意向調査を作成いただいている方のみ記入してください。

所属補職名		職員 番号	
氏 名	フリガナ	生年 月日	年 月 日
連絡先 (電話番号)		年齢	歳(.4.1 時点)
再就職の 希望*	1 再就職を希望する 2 再就職を希望しない (2. に回答の場合、以下は記入不要です。)		
住所			
最寄駅・ バス停			
希望する 勤務時間	○希望する順に番号を記入してください。 () フルタイム勤務 () 短時間勤務 (週 31 時間勤務 (7 時間 45 分×週 4 日勤務)) () 短時間勤務 (週 30 時間勤務 (6 時間 00 分×週 5 日勤務)) ○週 31 時間勤務の場合の週休日 (土・日曜日以外) に関する希望を選択してください。 (勤務できる日に○, 週休日を希望する日に×。いずれも複数可。) 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ いずれでもよい		
希望職務			
自動車通勤*	可 ・ 不可 (日頃から運転 ・ 時々運転 ・ 全く運転していない)		
パソコン操作*	可【ワード・エクセル・その他 ()】 ・ 不可		
健康状態	(現在り患している疾病, 通院の必要性等)		
その他配慮 を希望する 事項			
市・外郭団体勤務の 親族等(固有職員含む)	(氏名・続柄等・所属名)		

(注)・勤務時間、業務内容等については求人情報に基づくため、希望に合致しないことがあります。

法人・団体情報	法人・団体名			
	代表者役職名・氏名			
	所在地			
	事業内容			

求人内容	雇用期間			
	役職名			
	希望する退職者の職位	～	試験選考区分	
	職務内容			
	勤務場所所在地最寄駅			
	求める資格・職務経験			
	1週間の勤務日数			
	1日の勤務時間帯		休憩時間	
	週休日			
	休暇			
	給与・報酬			
	年金			
	健康保険		雇用保険	

【担当者】

役職名		電話/FAX	/
氏名		E-mail	

「神戸市退職者人材センター設置要綱」の内容(再就職状況の公表等)を承諾のうえ、求人情報登録申込書を提出します。

記入日 _____ 年 月 日

人事部門責任者役職名 _____

氏名 _____

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年 月 日

任命権者様

所属

氏名

神戸市退職者人材センター設置要綱第8条に基づき、利害関係企業等に対し、自己に関する情報の提供、再就職する地位に関する情報の提供の依頼等を行いますので、申請いたします。

記

1. 承認の申請に係る利害関係企業等

利害関係企業等の情報	区分	<input type="checkbox"/> 営利企業 <input type="checkbox"/> その他の法人
	名称	
	所在地	
	業務内容	
子法人の地位に関する申請の場合	区分	<input type="checkbox"/> 営利企業 <input type="checkbox"/> その他の法人
	子法人名称	
	所在地	
	業務内容	

2. 公務の公平性の確保に支障が生じない場合の該当状況

<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当することとなり、許認可などが取り消される場合等、職員の裁量の余地が少ない場合		
<input type="checkbox"/> 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて再就職をしようとする場合		
(高度の専門的知識経験の内容)		
依頼内容	(フリガナ) 依頼者氏名	依頼を受けた日□ 年 月 日
	部署名・役職	連絡先 (電話) (FAX)
	予定される地位の名称及び業務内容	
<input type="checkbox"/> 家業を継ぐ場合		
(フリガナ) 親族氏名	続柄	予定される地位
<input type="checkbox"/> 一般に公募され、公正かつ適切な手続きで選考される公募に応募する場合		
応募期間	年 月 日	～ 年 月 日
公募方法		
<input type="checkbox"/> 新聞、雑誌その他刊行物に掲載 <input type="checkbox"/> HPに掲載		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

※必要に応じて、企業概要や公募されている状況がわかる資料を添付すること

離職後状況届出書

年 月 日

任命権者様

離職後の状況について、再就職いたしましたので、下記のとおり届け出ます。

再就職した場合には、氏名、退職時補職、退職日、再就職先の名称、再就職先の役職を公表されることに同意します。

記

フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日	
離職時補職		
離職日	年 月 日	
退職後の状況		
再就職状況	再就職先の名称	
	再就職先の地位	
	再就職（予定）年月日	年 月 日
	再就職先での職務内容	